大分県電子マニフェスト導入促進事業実施要領

１　事業の目的

産業廃棄物処理におけるデジタル化の推進を目指すとともに、優良な産業廃棄物処理業者を育成支援するため、事業者等が電子マニフェストの導入に要する経費の一部を補助する。

２　定義

　　「事業者等」とは、県内に事業所を有する排出事業者、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者をいう。

３　補助の内容

　　事業者等が電子マニフェストを導入する際に要する経費の一部を補助する。

（１）補助対象経費

①　電子マニフェスト基本料

②　電子マニフェスト利用のためのパソコン等電子機器購入費

（工事費を除く。）

③　その他の経費

（電子マニフェストを含む業務ソフトウェアの導入費用等）

　（２）補助率

　　　　２分の１以内（補助上限額：１００千円）

（３）補助対象となる事業期間

交付決定日から翌年３月３１日まで

附則

この要領は、令和３年度予算に係る大分県電子マニフェスト導入促進事業費補助金から適用する。